

み広連介第120号
平成30年5月23日

各事業所管理者 様
地域包括支援センター 所長 様

みよし広域連合長 黒川 征一
(公 印 省 略)

指定訪問介護と介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスAにおける
サービス提供責任者の兼務について（通知）

日頃は、介護保険行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年3月30日に厚生労働省老健局振興課より事務連絡が発出されたことにより、今後の対応について本広域連合並びに構成市町と協議し、サービス提供責任者の兼務については、構成市町の要綱を一部改正し、平成30年6月1日より下記のとおり取り扱うこととしますので通知致します。

なお、「介護予防・日常生活支援総合事業に係る訪問型サービスAに係るサービス提供責任者の取扱いについて」（平成29年2月24日付け各事業所管理者、地域包括支援センター所長あてみよし広域連合長通知）は平成30年5月31日をもって廃止することとします。

記

指定訪問介護と、介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業（主に雇用されている労働者により提供される旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準による訪問サービス（訪問型サービスA）に限る。以下「訪問型サービスA」という。）を一体的に運営する場合において、同一の人物がサービス提供責任者の業務を行うことは可能である。

なお、このような場合におけるサービス提供責任者の必要数を算出するに当たっての利用者数の計算方法は、訪問型サービスAの利用者は0.5に緩和することとする。

また、旧介護予防訪問介護に相当するサービスと訪問型サービスAを一体的に運営する場合においても、上記の取扱いと同様である。

みよし広域連合介護保険センター 地域支援係 担当：中浦 TEL 0883-76-0030 FAX 0883-76-0030
--